

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 13 日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）第 16 条の規定に基づき輸入の際に届出が必要となった生物種への対応について（周知依頼）

平素より観光行政へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記について、平成30年4月1日より、平成30年3月22日農林水産省告示第576号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第16条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第24条第1項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第17条及び第22条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する場合等を定める件。以下「告示」という。）による指定に係る生物（以下「指定生物」という。）については、法第16条の規定に基づき、指定生物を輸入しようとする者に対して、その都度農林水産大臣に対する届出を義務付けるとともに、法第17条第1項の規定に基づき、当該届出をした者に対し、その輸入に係る生物につき、未承認遺伝子組換え生物等でないかどうかについての検査を受けることを命ずることとしています。

今般、令和4年4月1日より、指定生物にタイ産の栽培用パパイヤを追加（4月15日以降に輸入するものに適用。）することとなりました。つきましては、貴協会におかれましては、別添についてご了知いただくとともに、傘下会員への周知をお願いいたします。

- 指定生物（栽培用種子・苗）
 - 台湾又はタイを生産地とするパパイヤ
 - ギリシャ又はインドを生産地とするワタ

【添付資料】

- （別紙1）パパイヤ又はワタの栽培用の種子や苗をお持ちのみなさまへ
- （別紙2）パンフレット
- （別紙3）関係法令

パパイヤ又はワタの栽培用の種子や苗をお持ちのみなさまへ

近年、一部の国又は地域から栽培用として輸入された、パパイヤ又はワタの種子や苗から、日本では栽培が認められていない未承認の遺伝子組換え体が繰り返し確認されています。

このため、次の対象植物（種子や苗）を栽培用として輸入する場合には、その都度、対象植物が日本に到着する日の10開庁日（土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日）前までに、農林水産省に届け出る必要があります。

<対象となる植物の種子及び苗>

- 台湾産又はタイ産のパパイヤ
- インド産又はギリシャ産のワタ

届出することなく国内にこれらの植物の種子や苗を栽培用として持ち込み、保管・運搬等することは法律[※]違反となり、50万円以下の罰金（刑罰）が科せられる場合があります。

この制度について御不明の点については、以下の担当部局に御連絡をお願いいたします。

※遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

連絡先

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課
組換え体管理指導班

電話：03-6744-2102（直通）

受付：平日の9:30から18:15まで

e-mail：seibutsukensa@maff.go.jp

重要なお知らせ

令和4年4月1日から
タイ産が追加になりました。

- 台湾産又はタイ産のパパイア
- ギリシャ産又はインド産のワタ

の栽培用種子や苗を日本に持ち込む場合、事前の届出が必要です。

- ◎ 届出期限は、日本に到着する10開庁日（土、日、祝日、年末29日から年始3日までの間を除く）前までです。
- ◎ 日本に種子等が到着してからは、指定された場所に保管し、自費で検査を受ける必要があります。

注意！

次の場合は法律違反となり、罰則が適用される可能性もあります。

- ◆ 届出をせずに輸入した場合
- ◆ 検査で不合格となったものを使用等（保管、運搬、栽培等）した場合

制度や手続の詳細については、次のホームページをご覧ください。

URL ; https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/seibutu_kensa.html

（お問合せ先：農林水産省農産安全管理課 03-6744-2102）

◎ 輸入のための手続きの流れ

- ① 次のURLから、届出書と検査依頼書入手
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/seibutu_kensa.html)
- ② 届出書に必要事項を記載し、日本に到着する日の10開庁日前までに（必着）、農林水産省農産安全管理課に提出
- ③ 農林水産省から検査命令書が手元に届いた後、登録検査機関に対して検査依頼書により検査を依頼し、手数料を納付
- ④ 農林水産省経由で通知される検査結果を確認

届出書の提出後、すぐに登録検査機関と検査日程等の調整を始めておくとスムーズです

<登録検査機関一覧>

名称（事務所）	連絡先	住所
（一社）日本海事検定協会 理化学分析センター	045-772-1523	神奈川県横浜市金沢区幸浦1-14-2
ビジョンバイオ株式会社	0942-36-3100	福岡県久留米市百年公園1-1
株式会社ファスマック	046-295-8787	神奈川県厚木市緑ヶ丘5-1-3

<手数料>

以下の検査費用に、登録検査機関が採取に要する旅費が加算されます（1件あたりの費用と旅費の合計は、上限85,000円です）。

最終的な額については、各登録検査機関に個別にお問合せ下さい。

植物種	1件あたりの費用
パパイア	50,000円
ワタ	38,000円

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）（抄）

第三節 生物検査

（輸入の届出）

第十六条 生産地の事情その他の事情からみて、その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合その他これに類する場合であって主務大臣が指定する場合に該当するときは、その指定に係る輸入をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、その都度その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（生物検査命令）

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、前条の規定による届出をした者に対し、その者が行う輸入に係る生物（第三項及び第五項において「検査対象生物」という。）につき、主務大臣又は主務大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）から、同条の指定の理由となった遺伝子組換え生物等であるかどうかについての検査（以下「生物検査」という。）を受けるべきことを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による命令は、前条の規定による届出を受けた後直ちにしなければならない。
- 3 第一項の規定による命令を受けた者は、生物検査を受け、その結果についての通知を受けるまでの間は、施設等を用いることその他の主務大臣の指定する条件に基づいて検査対象生物の使用等をしなければならない。また、検査対象生物を譲渡し、又は提供してはならない。
- 4 前項の通知であって登録検査機関がするものは、主務大臣を経由してするものとする。
- 5 主務大臣は、第三項に規定する者が同項の規定に違反しているとき、その者に対し、同項の条件に基づいて検査対象生物の使用等を行うことその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（登録検査機関）

第十八条 前条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、生物検査を行うおうとする者の申請により行う。

2～4（略）

（遵守事項等）

第十九条 登録検査機関は、生物検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、生物検査を実施しなければならない。

2～8（略）

(手数料)

第二十四条 生物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録検査機関が生物検査を行う場合にあっては、登録検査機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により登録検査機関に納められた手数料は、登録検査機関の収入とする。

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（平成十六年二月十二日政令第二十一号）

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項の政令で定める手数料の額は、一件につき八万五千円を超えない範囲内において主務大臣が検査対象生物の種類ごとに定める額とする。

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年十一月二十一日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）（抄）

(輸入の届出)

第十七条 法第十六条の規定による届出は、主務大臣が別に定める期日までに、様式第三による届出書を提出して行うものとする。

(生物検査命令)

第十八条 法第十七条第一項の規定による命令は、文書により同条第三項に規定する条件を付して行うものとする。

(生物検査の実施の方法)

第二十二条 法第十九条第二項の主務省令で定める方法は、検査対象生物の種類等を勘案して主務大臣が別に定める方法とする。

○農林水産省告示第四百六十五号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十六条の規定に基づき、平成三十年三月二十二日農林水産省告示第五百七十六号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年二月二十五日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
<p>一 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第十六条の主務大臣が指定する場合は、次の表の上欄に掲げる生物の種類であつて同表の中欄に掲げる国又は地域において生産されたものを、同表の下欄に掲げる用途への使用等を目的として輸入する場合とする。</p>					
二〇四 (略)	検査対象生物の種類 パパイヤ	国又は地域 タイ王国及び台湾	用途 栽培用	二〇四 (略)	検査対象生物の種類 パパイヤ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国又は地域 台湾
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用途 栽培用

附 則
この告示は、令和四年四月一日から施行し、令和四年四月十五日以降に輸入する検査対象生物について適用する。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件（平成30年3月22日農林水産省告示第576号）

最終改正：令和4年2月25日農林水産省告示第465号
（令和4年4月1日施行）

- 一 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第十六条の主務大臣が指定する場合は、次の表の上欄に掲げる生物の種類であって同表の中欄に掲げる国又は地域において生産されたものを、同表の下欄に掲げる用途への使用等を目的として輸入する場合とする。

検査対象生物の種類	国又は地域	用途
パパイヤ	タイ王国及び台湾	栽培用
ワタ	インド及びギリシャ共和国	栽培用

- 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の主務大臣が検査対象生物の種類ごとに定める額は、次の表の上欄に掲げる検査対象生物の種類ごとに、同表の下欄に掲げる金額に、法第十七条第一項に規定する登録検査機関の職員が同項に規定する生物検査のため検査対象生物の輸入場所に出張するのに要する旅費の額を当該出張に係る検査件数で除して得た額に相当する額を加算した額とする。ただし、当該加算して得た額が八万五千円を超えるときは、八万五千円とする。

検査対象生物の種類	金額
パパイヤ	一件につき五万円
ワタ	一件につき三万八千円

- 三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十七条の主務大臣が別に定める期日は、輸入しようとする検査対象生物が本邦に到着する予定日前十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に当たる日とする。

- 四 規則第二十二条の主務大臣が別に定める方法は、次の表の上欄に掲げる検査対象生物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検査対象生物の種類	方法
パパイヤ及びワタ	PCR法

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行し、令和四年四月十五日以降に輸入する検査対象生物について適用する。